

第五次千葉県障害者計画の進捗状況(28年度)について

第五次千葉県障害者計画では、主要施策1「入所施設から地域生活への移行の推進」から主要施策8「その他各視点から取り組むべき事項」まで、全体で100個の数値目標と196項目の取組の方向性が設定されている。

平成28年度の数値目標に対する実績について、達成率により評価可能な78項目のうち、A評価（目標値の100%以上の達成率）は39項目、B評価（目標値の80%以上100%未満）は14項目であり、A評価とB評価の項目が約68%を占めている。今後も第五次千葉県障害者計画の取組を強力に推進し、数値目標の達成に努めていく。

主要施策	数値 目標数	平成28年度状況					
		A	B	C	D	E	その他
1 入所施設から地域生活への移行の推進	12	3				1	8
2 精神障害のある人の地域生活への移行の推進	8	1	3	2		1	1
3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	9	5	1		2	1	
4 障害のある子どもの療育支援体制の充実	12	6	4				2
5 障害のある人の相談支援体制の充実	12	3		2	2	1	4
6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	22	7	6	3	1		5
7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	8	4		1		3	
8 その他各視点から取り組むべき事項	17	10		2		3	2
計	100	39	14	10	5	10	22
達成率により評価可能な数値目標数（割合）	78	50.0%	17.9%	12.8%	6.4%	12.8%	

A+B= 67.9%

数値目標の達成状況評価	A	目標値の100%以上の達成率
	B	目標値の80%以上100%未満の達成率
	C	目標値の60%以上80%未満の達成率
	D	目標値の30%以上60%未満の達成率
	E	目標値の30%未満の達成率
	その他	調査中及び達成率による評価ができないもの等

第五次千葉県障害者計画 主要施策管理表

平成28年度

主要施策	1 入所施設から地域生活への移行の推進
------	---------------------

総合計画等

◇ 障害のある人の地域生活を支えるため、利用者のニーズに応じた多様な住まいの場として、グループホームの拡充を図るとともに、日中活動の場の充実を図ります。

◇ 障害程度が重い人についても、できる限り地域で生活できるよう支援していくとともに、地域での支援が困難な障害のある人に対しては、入所施設の果たす役割が引き続き重要であることを留意しつつ、入所施設の有する人的資源や機能を地域生活のバックアップのために活用します。

基本施策

- (1) グループホームの整備促進と質的向上
- (2) 日中活動の場の充実
- (3) 地域生活を推進するための在宅サービスの充実
- (4) 重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進
- (5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用
- (6) 県立施設のあり方

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
27	12	3			1		8
28		3				1	8
29							

主要施策の取組状況等

平成28年度	【取組結果】
	(1) グループホームに対して整備補助を行い、量的拡充を図りました。利用者への家賃補助やサービス管理責任者、世話人などへの研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者の運営相談支援を行いました。 (2) 日中活動の場に整備補助を行いました。重度障害者の受け入れや利用者への就労支援を行った地域活動支援センターについて、市町村を経由した補助を行うことにより整備を促進しました。また、地域活動支援センターについて、特性等の把握のため、設置状況調査を行いました。 (3) 重度訪問介護従業者養成研修や同行援護従業者養成研修など各種研修を実施しました。国庫負担基準については、平成27年度から重度障害者の割合が5%以上の自治体に対し、超過負担の軽減が図られたましたが、さらなる超過負担の解消のための支援策を講じることを国に要望しました。 (4) 「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を実施し、研修の実践成果については実践報告会を開催しました。「袖ヶ浦福祉センター利用者受入等支援事業」を引き続き実施し、受入れを行う施設等を支援するとともに、グループホーム創設の際の補助対象条件の緩和を行いました。 (5) 安全・安心な住まいの場を確保するため、施設の小規模化、個室化等について、助言を行いました。印旛圏域(印西市・栄町・酒々井町)の地域生活支援拠点の整備について補助等の支援を行いました。 (6) 袖ヶ浦福祉センターについて、県による監査や外部有識者を招いた指定管理者モニタリング、パーソナルサポーターや相談支援アドバイザーの派遣により、引き続き充実したチェック体制を維持し支援環境等の確認を行いました。また、民間法人が指定管理者に参入しやすいように、平成29年2月定例県議会において、更生園と養育園を分割して管理運営するための条例改正を行いました。

平成28年度

【取組結果への対応】

(1)一層の地域移行を図るため、グループホームに対して整備補助を計画するとともに、グループホーム等支援ワーカーの配置等により質的な充実を図ります。家賃補助や研修を実施します。

(2)引き続き、限られた社会資源を有効に活用するとともに、日中活動の場の整備補助、医療的ケアができる生活介護などの日中活動の場や、利用者の体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる短期入所事業所など、量的・質的拡充に努めます。また、地域活動支援センターに係る補助を続けていくとともに、設置状況調査を踏まえた補助制度の検討を進めてまいります。

(3)今後も同様の研修を実施し、ホームヘルパー等の支援の質の向上に努め、利用者のニーズに応えられるサービス量の確保に努めます。国庫負担基準による超過負担解消のための支援策を講じるよう、引き続き国へ要望します。

(4)「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」については、施設関係者や市町村に働きかけ、研修修了者による研修内容の普及を図ります。また研修の対象に生活介護事業所の支援員も含めて実施します。

「袖ヶ浦福祉センター利用者受入等支援事業」を引き続き実施し、受入れを行う施設等を支援します。

(5)引き続き、施設の一層の小規模化、個室化、バリアフリー化等を支援し、安全・安心な住まいの場を確保するよう努めていきます。

地域生活支援拠点等の整備についても、引き続き、地元市等からの要望を踏まえ、検討を行うとともに、支援に取り組みます。

(6)平成29年度も県の監査(抜き打ち含む)や見直し進捗管理委員会委員による個別支援計画の確認、指定管理者モニタリングにより支援の実態把握に努めます。また引き続きパーソナルサポーターその他外部の目を入れることで、権利擁護の仕組みの強化に努めます。更生園と養育園それぞれの第4期指定管理者(平成30年度から平成34年度まで)の募集を行い、外部有識者からの意見聴取等により、小規模ケアとガバナンスが徹底された法人を選定します。

第五次千葉県障害者計画 主要施策管理表

平成28年度

主要施策	2 精神障害のある人の地域生活への移行の推進
------	------------------------

総合計画等

◇ 医療と福祉にまたがる支援が必要である精神障害のある人の地域生活への移行には、医療機関による退院支援や、地域の福祉関係機関による地域生活支援の両面が必要であることから、関係機関が連携して対応する地域ネットワークの構築を推進します。

◇ 自立した生活の維持や社会参加などを支援するピアサポート体制の在り方について検討を進めます。さらに、より身近な地域で、医療と福祉の連携体制の強化を図り、精神科医療機関と障害福祉サービス事業所等と連携した退院促進や地域定着の推進を図ります。

基本施策

- (1) 精神障害のある人の地域生活への移行支援
- (2) 障害のある人自身が自らの経験を基に相談支援等を行うピアサポートの推進
- (3) 精神科救急医療体制の充実

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
27	8	2	3		2	1	
28		1	3	2		1	1
29							

主要施策の取組状況等

平成28年度	【主要施策の取組結果】 (1) 障害保健福祉圏域毎に圏域連携コーディネーターを配置し、病院や障害福祉サービス事業所、当事者、家族、行政等による精神障害者地域移行支援協議会を開催し、地域ネットワークの構築を図りました。また、千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院認定事業を開始。長期入院している精神障害者の地域生活への移行や、地域生活を継続するための支援に積極的に取り組んでいる11病院を、「千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院」として認定しました。 (2) ピアサポートの推進については、ピアサポート専門員養成研修を実施し、精神障害者地域移行支援協議会へピアサポーター等に参加をしていただくなど、ピアサポートの推進を図りました。
	【取組結果への対応】 (1) 引き続き、圏域連携コーディネーターを配置し、障害保健福祉圏域毎に精神障害者地域移行支援協議会を開催します。千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院について、要件を満たす精神科病院に対し認定し、公表します。 (2) ピアサポートの推進については、引き続き、ピアサポート専門員養成研修を実施し、精神障害者地域移行支援協議会へピアサポーター等に参加をしていただくとともに、圏域毎のピアサポートの取組み内容について情報共有を図ります。

第五次千葉県障害者計画 主要施策管理表 平成28年度

主要施策	3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進
------	-----------------------------

総合計画等

◇ 個別の差別事案の解決を図るとともに、差別の背景にある社会慣行などの問題について協議する「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」などを通じて、障害のある人への理解を広げる取組や、障害のある人に優しい取組の応援を推進します。あわせて、障害者虐待防止法に基づいて、障害のある人への虐待の防止や早期発見・早期対応に向け、関係機関との連携強化、研修の実施、県民への普及啓発等に努めます。

◇ 地域における相談支援体制を構築するとともに、生活支援と一体となった権利擁護の仕組みづくりのため、地域自立支援協議会等の充実・強化への支援やネットワークづくりに取り組みます。

◇ 手話通訳者や点訳・朗読奉仕員などの人材の養成に取り組み、障害のある人の情報コミュニケーションを支援するとともに、情報バリアフリーの推進に取り組みます。

◇ 平成28年4月から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に関しては、十分な広報・周知を行い、円滑な施行に努めます。

基本施策

- (1) 障害のある人への理解の促進
- (2) 地域における権利擁護体制の構築
- (3) 地域における相談支援体制の充実
- (4) 手話通訳等の人材育成
- (5) 情報バリアフリーのための普及啓発の促進

数値目標の評価 (個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
27	9	7		1	1		
28		5	1		2	1	
29							

主要施策の取組状況等

平成28年度	【取組結果】 (1) 平成28年4月から障害者差別解消法が施行されたことも踏まえ、障害者条例と障害者差別解消法を併せた広報啓発を行いました。 (2) また、障害者虐待については、虐待防止研修の開催や虐待防止アドバイザーの派遣を通じて障害者虐待に関する適切な対応や予防ができるように努めました。 (3) 相談支援事業に従事する職員に対しても障害者虐待に関する研修を実施しました。 (4) 手話通訳等の人材育成については、手話通訳者養成講座や要約筆記者養成講座を実施し、育成に努めました。 (5) 「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を改定し、職員に対して必要な配慮の実践を求めるとともに、市町村にも取組への協力を依頼し、また障害福祉関係機関・団体等に対してガイドラインの周知を行いました。
	【取組結果への対応】 (1) 障害のある人に対する差別をなくすため、障害者差別解消法と障害者条例を併せた広報啓発を引き続き行っていきます。 (2) また、障害者虐待についても、市町村や障害者関連施設等に対して研修の開催や虐待防止アドバイザーの派遣を通じて虐待への適切な対応や予防ができるように引き続き実施します。 (3) 今後も、障害者虐待に関する研修を行い、虐待の未然防止に努めていきます。 (4) 今後も手話通訳者等の人材育成に努めます。 (5) 平成28年度に改定した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の周知・研修を実施します。

第五次千葉県障害者計画 主要施策管理表

平成28年度

主要施策	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実
------	----------------------

総合計画等

- ◇ 障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築を図ります。
- ◇ 手帳の有無や診断名等に関わらず障害の可能性が見込まれる児童のために、地域の障害児施設の有する機能や人材を活用して早期発見や診断、適切な治療や訓練等を行い、地域生活における療育、相談支援体制の充実及び在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図ります。
- ◇ ホームヘルプや障害児通所支援、訪問看護などを通じて在宅支援機能の強化を図り子どもの育ちと子育てを支える施策に取り組みます。
- ◇ 東葛地域における医療型障害児入所施設について東葛6市と連携しながら引き続き支援を行うとともに、他の地域についても支援のあり方について検討します。
- ◇ 重症心身障害の状態にある子ども等が入所する老朽化が進んだ県立施設の整備のあり方について、今後検討します。

基本施策

- (1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実
- (2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化
- (3)地域における相談支援体制の充実
- (4)障害のある子ども一人ひとりが十分に教育を受けられるための取組の充実
- (5)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実

数値目標の評価 (個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
27	12	7	4				1
28		6	4				2
29							

主要施策の取組状況等

平成28年度	【取組結果】 (1)ライフサポートファイルの導入を図った市町村が増えたほか、児童発達支援事業所の増加を図るとともに、児童発達支援事業所等の職員の支援技術向上を図りました。 (2)福祉型短期入所事業所の拡充を図ったほか、強度行動障害特別支援事業補助金を活用して強度行動障害のある子どもの受入を行いました。 (3)障害児等療育支援事業により、幼稚園や保育園に加え、放課後児童クラブ、児童養護施設の職員に対する支援技術の指導を実施したほか、発達障害等で困っている方への相談、療育指導を実施しました。 (4)平成29年度当初の栄特別支援学校の開設に向けた準備をしたほか、公立特別支援学校における訪問教育を実施し、家庭、病院、施設への訪問を実施しました。個別の移行支援計画を作成し、関係機関と情報を共有しながら、個々の卒業後の就労や生活について検討しました。 (5)障害児等支援在宅医療・訪問看護研究会を開催、医療的ケアが必要な子どもや強度行動障害のある子ども等を受け入れる短期入所事業所に対して運営費補助を行ったほか、老朽化が進んだ県立施設の整備が公共施設等総合管理計画に組み込まれるよう協議を行いました。
	【取組結果への対応】 (1)引続きライフサポートファイルの導入や児童発達支援センターの設置の必要性を市町村に働きかけるとともに、児童発達支援技術の向上に努めます。 (2)短期入所事業所の拡充に努めるほか、強度行動障害特別支援事業の対象事業所の増加について市町村に働きかけます。 (3)障害児等療育支援事業において、29年度から特別支援学校、小・中・高等学校も支援対象とするほか、発達障害児の子育て経験を生かして相談・助言を行うペアレントメンターによるグループ相談会を開催します。 (4)児童・生徒の障害の状況に応じた学びの場を提供していけるように訪問教育の充実に取り組んでいくほか、個別の移行支援計画の作成及び活用の充実を図るよう、情報共有の内容を引き続き検討し、今後も関係機関との連携を図っていきます。 (5)引続き障害児等支援在宅医療・訪問看護研究会を開催して、関係者のネットワークを構築するほか、医療的ケアが必要な子どもや強度行動障害のある子ども等に対応する施設の拡充に努めていきます。

第五次千葉県障害者計画 主要施策管理表

平成28年度

主要施策

5 障害のある人の相談支援体制の充実

総合計画等

◇障害のある人の相談支援体制を支援するため、市町村が実施する相談研修会、自立支援協議会等などに対して、アドバイザーを派遣します。

◇ 総合支援法のサービス等利用計画を作成する相談支援事業者の質の向上を目指し、各種の研修を行います。

◇ 障害のある子どもに係る相談については、手帳や診断名等に関わらず障害の可能性が見込まれる児童のための相談支援体制の充実を図ります。

基本施策

- (1) 地域における相談支援体制の充実
- (2) 地域における相談支援従事者研修の充実
- (3) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
27	12	1	4	1	1	1	4
28		3		2	2	1	4
29							

主要施策の取組状況等

平成28年度

【取組結果】

(1) 地域における相談支援体制の充実を図るため、市町村が実施する相談研修会、自立支援協議会などに対して、相談支援アドバイザーを派遣したほか、基幹相談支援センターの設置促進に係る市町村研修会を開催し、情報提供・意見交換を行いました。

また、基幹相談支援センターの設置促進策について、千葉県総合支援協議会相談支援専門部会において協議を行い、その内容を取りまとめました。

(2) 相談支援従事者研修の充実を図るため、研修講師等によるワーキングチームを設置し、相談支援専門員が体系的に能力を高められるよう、法定研修のカリキュラムの見直しや専門コース別研修の活用等を検討しました。

(3) 障害福祉課のホームページに、医療的ケアを要する障害児を受け入れることが可能な短期入所事業所の連絡先等を掲載し、情報提供に努めました。

【取組結果への対応】

(1) 引き続き、相談支援アドバイザーの派遣を通じて市町村協議会への支援に取り組むとともに、相談支援専門部会で取りまとめた「基幹相談支援センターの設置促進について(平成29年3月)」を活用し、市町村への周知に努めます。

(2) 相談支援専門員の育成ビジョンの明確化及び周知等について、引き続き相談支援専門部会及びワーキングチームを中心に検討を行い、研修効果のより一層の向上を図ります。

(3) 引き続き医療・福祉資源に関する情報の提供に努めるとともに、医療的ケアを要する子ども等への相談支援研修の実施により相談支援専門員のスキルアップを図ります。

第五次千葉県障害者計画 主要施策管理表

平成28年度

主要施策	6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実
------	---------------------------

総合計画等

- ◇ 障害のある人が可能な限り一般企業で就労するとともに、継続的な職業生活を維持できるよう、障害福祉施設からの就労拡大をはじめとして障害のある人の就職、職場定着、離職時フォローの支援などを進めます。
- ◇ 障害のある人の経済的自立に向けて、工賃向上計画に基づく官公需の受注促進と就労支援事業の強化のための支援を行い、工賃の向上を図ります。
- ◇ 障害者優先調達推進法に基づき、県の調達方針を策定し、県の取組を進めます。
- ◇ 障害のある人が自らの価値観に沿った働き方を選択し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できる環境づくりを進めます。

基本施策

- (1) 就労支援・定着支援の体制強化
- (2) 障害者就業・生活支援センターの運営強化
- (3) 障害のある人を雇用する企業等への支援
- (4) 支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化
- (5) 福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進
- (6) 障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
27	22	12	8	2			
28		7	6	3	1		5
29							

主要施策の取組状況等

平成28年度	【取組結果】 (1)について 就労支援専門部会を2回開催するとともに、就労移行支援事業所実態調査の結果に基づき、就職実績向上に資する研修会を実施しました。 (2)、(3)について 障害者就業・生活支援センター(障害保健福祉圏域ごと)に生活支援員、企業支援員を配置し、就職している障害者等への相談支援、県内企業の障害者雇用への理解の促進を図りました。 (4)、(5)について 就労を促進するため、研修・交流等を通じて、関係機関の連携強化に係る課題を整理するとともに、千葉県障害者就労事業振興センターを通じて、賃金(工賃)向上に向けた支援を行いました。 (6)について 障害のある人について、多様な働き方の選択が尊重されるよう、就労支援事業所向けに研修等を実施しました。
	【取組結果への対応】 (1)について 引き続き、就労支援専門部会において、就職実績向上のための取組の策定等について、検討を行います。 (2)、(3)について 引き続き、障害者就業・生活支援センターにおいて、生活支援員等を配置するとともに、同センターの機能の充実等を図ることにより支援を充実させます。 (4)、(5)について 就労を促進するため、研修・交流等を通じて、関係機関の連携強化に係る課題等を精査するとともに、各事業所の実態に即した賃金(工賃)向上に向けた支援を実施します。 (6)について 障害のある人について、多様な働き方の選択が尊重されるよう、様々な機会(研修等)を通じて、周知等を図っていきます。

第五次千葉県障害者計画 主要施策管理表 平成28年度

主要施策	7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実
------	-------------------------

総合計画等

◇ 発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害など、地域の支援施設・機関では通常の対応が難しい障害について、県内に拠点を設置して支援の拡充を図るとともに、より地域に密着した支援ができるよう、民間での専門的・広域的な支援拠点機関の普及促進や、そのための機関・人材育成などの具体的な仕組みづくりを進めます。 ◇ 通所による施設サービスだけでは支援が困難な障害のある人に対して、親の会、当事者サポート団体などと連携した支援などを進めます。 ◇ 特に本人や家族の負担が大きい重度心身の障害のある人に対しては、支払いに係る利便性の向上を推進します。 ◇ ひきこもり本人や家族等に対しては、相談支援等により、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ります。
--

基本施策

(1) 重度心身障害者(児)医療費助成制度の現物給付化の実施 (2) 地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進 (3) 通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進 (4) ひきこもりに対するアウトリーチ型支援の推進
--

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
27	8	4	2		1	1	
28		4		1		3	
29							

主要施策の取組状況等

平成28年度	【主要施策の取組結果】 (1) 重度心身障害者の医療費助成については、現物給付化後の制度の円滑な運用に努めるとともに、事業の実施主体である市町村に対し、補助を行いました。 (2) 高次脳機能障害については、県内3箇所に支援拠点機関を置き、相談・支援を行っています。地域における支援体制の拡充については、平素の業務において、市町村や関係機関職員に対する助言・指導を行うとともにネットワークの構築に取り組みしました。 千葉県発達障害者支援センター主催による研修を開催し、地域における人材育成と相談支援体制の構築に努めました。 (3) 強度行動障害者(児)を受入れた短期入所事業所や、看護師を配置した短期入所事業所に県独自の補助金を交付することにより、身近な地域において重症心身障害者等が利用できる場の確保を図りました。 (4) アウトリーチ支援については、自立に向けた支援を行いました。事例検討や運営検討会は月1回実施し、支援センター内での情報共有や対応のスキルアップを
	【取組結果への対応】 (1) 引き続き、重度心身障害者の医療費助成を行う市町村に対し、補助を行います。 (2) 今後も引き続き、支援拠点機関を中心として、高次脳機能障害に関する支援体制と地域のネットワーク構築・強化に努めます。 発達障害者支援センター主催の研修も引き続き開催し、地域における人材育成と相談支援体制の構築に努めます。 (3) 引き続き看護師を配置した短期入所事業所に補助金を交付することにより、重症心身障害者等が利用できる場の確保に努めます。 (4) 今後も引き続き、支援センター職員のスキルアップを図り、ひきこもり者や家族等への支援強化に努めます。

第五次千葉県障害者計画 主要施策管理表

平成28年度

主要施策

8 その他各視点から取り組むべき事項

総合計画等

◇障害の特性及び障害のある人のニーズに応じたサービス提供体制を構築するため、ホームヘルパー等の福祉職の養成・確保と医学的リハビリテーションに従事する医師の確保、理学療法士等のリハビリテーション専門職の充実や資質の向上に努めます。

◇高齢期に向けた支援については、国における地域の居住支援やサービス提供体制のあり方の検討状況を注視しながら検討を進めます。

◇障害のある人が適切な医療を受けられるよう、「受診サポート手帳」の普及等医療機関との連携連絡体制づくりに引き続き努めます。また、身近な地域で必要なリハビリテーションを受けられるよう地域リハビリテーション体制等の充実を図ります。

定期的に歯科健診を受けること又は歯科医療を受けることが困難な障害のある人に対して、巡回歯科診療車による定期的な歯科健診・歯科保健指導を実施します。

◇総合難病相談・支援センターおよび県内9箇所に設置した地域難病相談・支援センターを拠点として、相談・支援の実施、患者・家族の交流促進、難病への理解促進等を図ります。

◇県障害者スポーツ大会の開催及び全国障害者スポーツ大会への選手派遣を通じて、障害のある人のスポーツの普及に努めるとともに、障害のある人がスポーツを行うことができる環境づくりに取り組みます。2020年パラリンピック東京大会の開催に向けて、国のスポーツ行政の一元化も踏まえ、選手の育成強化に努めます。また、様々な機会を通じて指導者の資質の向上に努めます。身近な地域での文化芸術活動に親しむために、参加・発表の機会の確保と参加者の拡大に努めます。

◇障害のある人が、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進します。また、道路や建築物などの公共施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザインの普及に努めます。

◇障害のある人が、地域社会の中で安全で安心して暮らせるよう、防犯・防災対策の推進、悪質商法など消費者被害を防止するために、市町村、関係機関等と連携して障害のある人を地域で守る仕組みづくりを推進します。

◇行政・民間団体等により設けられている各種の障害のある人に関するマークは、バリアフリー等に対応したルールや障害のある人への支援の必要性を伝えるものであると同時に、障害のある人への理解を促す「心のバリアフリー」につながるものであり、これらのマークの県民への周知と理解の促進を図るとともに、普及に努めます。

基本施策

- (1) 人材の育成と確保
- (2) 高齢期に向けた支援
- (3) 保健と医療に関する支援
- (4) スポーツと文化活動に対する支援
- (5) 住まいとまちづくりに関する支援
- (6) 暮らしの安全・安心に関する支援
- (7) 障害のある人に関するマーク・標識の周知

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
27	17	10	3	2	2		
28		10		2		3	2
29							

主要施策の取組状況等

平成28年度

【主要施策の取組結果】

- (1) 重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修など各種研修を行いました。また、介護福祉士等への修学金貸し付けを行い、人材確保を図りました。
- (2) 障害福祉サービスの利用計画を作成する相談支援専門員養成研修にケアマネージャーが参加できるよう検討を行いました。また、医療的ケアが必要な人に対する福祉サービスの制度的な拡充について、国へ要望を行いました。
- (3) 今年度も更生医療等について給付を行いました。重度心身障害者の医療費助成については、現物給付化後の制度の円滑な運用に努めるとともに、事業の実施主体である市町村に対し、補助を行いました。
- (4) 東京オリンピック・パラリンピックアスリート強化・支援事業を実施し、障害者スポーツ競技組織整備、障害者アスリートの掘り起こし及び障害者アスリートの強化支援を実施しました。
- (5) バリアフリー法に基づく適合審査及び認定を通じて、建築物のバリアフリー化の普及啓発を行いました。
県立高等学校の多機能型トイレを整備しました。
職員を対象に、障害当事者の生の声を聞き、実習を通じて「心のバリアフリー」を理解する研修を行いました。
- (6) 熊本地震に際し、8チーム26名のDPATを派遣しました。DPAT研修を開催し、9医療機関36名が受講修了しました。
- (7) 内部障害や難病の方等、外見では障害のあることが分からない方が、支援を必要としていることを表す「ヘルプマーク」を新たにホームページに掲載し、周知を図ったほか、各種会議等において、周知依頼を行いました。

【取組結果への対応】

- (1) 今後も同等以上の研修を実施しホームヘルパー等の人材養成、資質向上に努めます。また、福祉・介護人材の養成・確保を図るため、引き続き介護福祉士修学資金等貸付事業を行っていきます。
- (2) 29年度から相談支援専門員養成研修にケアマネージャーが参加できる枠を確保することとしました。医療的ケアが必要な人に対する福祉サービスの制度的な拡充について、引き続き国へ要望していきます。
- (3) 引き続き、重度心身障害者の医療費助成を行う市町村に対し、補助を行います。
- (4) 引き続き、障害者スポーツの一層の普及と障害のある人への理解を促進し、東京パラリンピックでの千葉県選手の活躍に寄与するように努めます。
- (5) バリアフリー法に基づく適合審査及び認定を通じて、引き続き普及啓発に取り組めます。県立高等学校の多機能型トイレについては障害のある生徒の入学・在籍状況に応じて整備します。平成29年度は「心のバリアフリー」研修を11月1日に実施予定です。
新採研修についても平成28年度と同様に実施します。
- (6) 引き続き、研修を実施し、DPATの体制整備に努めます。また、精神障害のある人に対する災害時対応について検討していきます。
- (7) ヘルプマークについて、引き続き、ホームページや各種会議等を通じて、県民